

RALM 使用許諾契約書（無償提供版）

リケナリス株式会社（以下「当社」といいます）と、当社の提供するソフトウェア「Rapid Labelling Manager」（以下「本ソフトウェア」といいます）をダウンロード等の方法により入手された方（以下「お客様」といいます）は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

第1条（本契約の成立）

お客様が、本ソフトウェアの使用もしくはインストールを行った時点で、本契約記載の内容に同意いただいたものとみなし、本契約が有効に成立するものとします。

第2条（使用許諾）

1. お客様は、無償で本ソフトウェアを、日本国内において、お客様の社内業務遂行の目的に限定して、お客様自身の事業のために使用することができます。なお、本ソフトウェアの使用とは、本契約に従い、プログラムのロード、実行、セーブ、画面入出力を行うこと、および関連資料を利用することをいいます。
2. お客様は、本ソフトウェアの使用に関する権利につき、第三者に対して再使用許諾をすることはできません。
3. 本ソフトウェアに他社のプログラムが含まれる場合、別途、他社よりお客様に対してそのプログラムの使用許諾が行われますが、その使用許諾契約の内容に抵触しない限り、お客様は本契約記載の条件に従うものとします。
4. 本契約はお客様に対し、本ソフトウェアの改訂版(アドオンパック)、変更、機能強化、サービスパック、またはその他のサポートサービスを受ける権利を付与するものではありません。
5. 本ソフトウェアには、ランタイムライブラリ、ユーティリティまたは、機能追加を伴うコンポーネント(以下「ランタイムコンポーネント」といいます)が搭載されている場合があります。ランタイムコンポーネントに別途使用条件が含まれる場合は、その条件と抵触しない限りにおいて、本契約が適用されるものとします。
6. お客様は、本ソフトウェアを、直接的、間接的を問わず、日本国、米国およびその他の国の全ての法律・規則に違反して輸出してはいけません。

第3条（情報の取扱い）

1. 当社は、本ソフトウェアの提供に関して当社が取得する、本ソフトウェアの利用に関する情報を、当社および当社のグループ企業の事業（販売促進活動を含みます）のために、当社および当社の委託先において利用できます。

2. 当社は、お客様の個人情報を、当社のプライバシーポリシー（<https://rikaenalysis.com/%e3%83%97%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%90%e3%82%b7%e3%83%bc%e3%83%9d%e3%83%aa%e3%82%b7%e3%83%bc/>）の定めるところにより、適正かつ適法に取り扱うものとします。なお、当社のプライバシーポリシーの内容と本契約の内容が異なる項目については、本契約の記載が優先されます。

第4条（権利帰属等）

本ソフトウェアに含まれる著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます。以下同様です）、著作隣接権および商標権等の知的財産権その他の権利は、当社または当社が認める第三者に帰属し、お客様は、本ソフトウェアの著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しません。

第5条（保証）

1. 当社は、本ソフトウェアの著作権を有し、または本ソフトウェアの著作権者から再使用許諾する権利を受けていることを保証します。
2. 本ソフトウェアは、一切の保証なく、現状で提供されるものであり、当社は、本ソフトウェアの完全性、正確性、確実性、有用性、商品性、特定用途への適合性をはじめ、明示的にも黙示的にも本ソフトウェアに関して一切保証しません。本ソフトウェアに関して発生するいかなる問題も、お客様の責任および費用負担により解決されるものとします。

第6条（禁止事項）

お客様は、本ソフトウェアの利用にあたって、以下の各号の一に該当する行為またはそのおそれがある行為を行ってはけません。

- (1) お客様以外の第三者に本ソフトウェアを利用させる行為
- (2) 本ソフトウェアを、お客様自身の事業以外に使用するまたはさせる行為
- (3) 当社または第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為もしくはそのおそれのある行為
- (4) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、名誉・信用等を毀損する行為、権利・利益等を侵害する行為もしくはこれらのおそれのある行為
- (5) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本ソフトウェアを通じて利用・提供する行為
- (6) 犯罪行為、公序良俗に反する行為、その他法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (7) 本ソフトウェアを配布・譲渡・販売・貸与等する行為
- (8) 本ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングをする行為

および本ソフトウェアを改変する行為ならびにこれらに準じる行為

- (9) 本ソフトウェアによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざんもしくは消去およびそれに類する行為
- (10) 本ソフトウェア（バージョンアップその他の事由によってバージョンが異なった場合、全てのバージョンの本ソフトウェアを含みます）を、第 18 条（契約期間）所定の契約期間を超えて利用すること
- (11) その他当社が適当でないと判断した行為

第 7 条（利用停止・解除）

1. 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様の同意なく、本ソフトウェアの利用停止または本契約の解除を行うことができます。
 - (1) 前条に定める禁止行為を行った場合
 - (2) 本契約または当社が定めるその他の規約に違反した場合
 - (3) 当社または第三者に損害を与えるまたは与えるおそれのある行為をしたとき
 - (4) お客様以外の第三者による本ソフトウェアの使用が判明したときまたはそのおそれがあるとき
 - (5) 法令に違反した場合
 - (6) 過去に本ソフトウェアに関連する不正行為等があったことが判明した場合
 - (7) 破産、民事再生の手続開始決定等の申立がなされた場合
 - (8) 1 年間以上本ソフトウェアの利用がない場合
 - (9) 当社からの問い合わせ等に対して 30 日間以上応答がない場合
 - (10) その他、当社がお客様として不適格であると判断した場合
2. 本ソフトウェアの利用停止および解除に起因してお客様に何らかの損害または損失が発生した場合であっても、当社は一切その責任を負いません。
3. 第 1 項に基づく本契約の利用停止および解除は、当社のお客様に対する損害賠償の請求を妨げません。

第 8 条（中止・中断）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前通知をすることなく、本ソフトウェアの全部または一部を中止もしくは中断できます。
 - (1) 本ソフトウェアを運営するための設備またはシステム等の保守・点検をする場合
 - (2) 天災、停電、通信事業者の設備障害等により本ソフトウェアの提供が困難な場合
 - (3) 本ソフトウェアの提供に使用されるコンピュータシステム、通信回線等の設備が事故その他の原因により停止した場合
 - (4) 本ソフトウェア提供のためのコンピュータシステムの不良またはサーバーダウン、第三者からの不正アクセスもしくはコンピュータウイルスの感染等により、コンピュー

タシステムを正常に稼働させることができない場合

- (5) 必要な電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - (6) その他当社が必要であると判断した場合
2. 前項各号記載の内容により、本ソフトウェアが中止または中断された場合にお客様に生じる損害および不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条（内容変更・廃止）

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、お客様への事前通知をすることなく、本ソフトウェアの全部または一部を変更もしくは廃止できます。
2. 本ソフトウェアが変更または廃止された場合にお客様に生じる損害および不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第10条（当社の責任の範囲）

1. 当社は、お客様に生じる本ソフトウェアの利用に必要な機器、通信等に係る費用に関する一切の責任を負いません。
2. 当社は、当社の過失による債務不履行または不法行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。
3. 当社がお客様に対して本ソフトウェアに起因する損害賠償責任を負う場合でも、その損害賠償責任の範囲は、お客様が本ソフトウェアを使用したことによりお客様に直接的結果として現実が発生した通常の損害とし、かつ、1,000 円を上限とします。なお、当社は、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については一切の責任を負いません。

第11条（権利の譲渡）

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に移転または譲渡もしくは担保の用に供してはいけません。

第12条（問い合わせ、通知）

1. お客様から当社への質問、問い合わせ、通知その他一切の連絡は、当社の指定するお問い合わせフォームまたは以下問い合わせメールアドレスへの電子メールによるものとします。

info@rikaanalysis.com

2. 当社からお客様への通知は、当社が管理および運用するウェブサイト（URL：<https://rikaanalysis.com/>（当該 URL が変更された場合における、変更後の URL も含みます））を通じて行うものとします。

第13条（本契約の終了）

お客様が本契約の条項に違反し、当社が違反の是正を催告した後、第18条（契約期間）に定める契約期間満了日までに是正されなかった場合、当社は同契約期間内でも本契約を解約することができます。

第14条（契約終了時の処置）

1. 理由の如何にかかわらず本契約が終了した場合、お客様は、直ちに本ソフトウェアおよびバックアップ用複製を消去し、かつ、本ソフトウェアに関する資料を廃棄または当社の要請に基づき返還するものとします。
2. 理由の如何にかかわらず本契約が終了した場合、お客様は本ソフトウェアに関して保有する全ての権利を喪失します。さらに、当社は、お客様に関連し当社が保存している全ての情報を保存あるいは削除・抹消することができます。

第15条（秘密保持）

お客様は、本ソフトウェアを利用するために当社から開示された当社の技術上、営業上および業務上の一切の情報を秘密に保持し、本ソフトウェアの利用目的以外の目的で使用せず、かつ、第三者に漏洩または開示してはいけません。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、当社に対し、本契約締結時および本契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自己の役員が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、保証します。
2. 当社は、お客様が前項に違反したとき、または違反していたことが判明したときは、ただちにお客様に書面で協議および調査を申し入れることができ、お客様は当該協議に応じ、調査に協力するものとします。かかる協議および調査の結果、お客様が前項に違反していることが判明した場合は、当社は、何らの催告を要せず本契約を解除することができます。なお、当社が本項により本契約を解除した場合、お客様は当社に対して損害賠償請求をすることはできません。

第17条（完全合意）

本ソフトウェアの使用に関しては、本契約記載の内容がお客様と当社の合意の全てとします。

第18条（契約期間）

1. 本契約は、第1条（本契約の成立）に定める時点をもって発効し、お客様が本ソフトウ

ェアをアンインストール、または、ダウンロード後 15 日を経過する日のいずれか早く到来した日まで存続するものとします。

2. 本契約終了後も、第 3 条（情報の取扱い）、第 4 条（権利帰属等）、第 7 条（利用停止・解除）第 2 項および第 3 項、第 8 条（中止・中断）第 2 項、第 9 条（内容変更・廃止）第 2 項、第 10 条（当社の責任の範囲）、第 14 条（契約終了後の処置）、第 15 条（秘密保持）、第 16 条（反社会的勢力の排除）、本条本項ならびに第 20 条（準拠法・合意管轄裁判所）の規定は、有効に存続するものとします。

第 19 条（協議）

本契約に規定されていない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲および乙は、誠意をもって協議するものとします。

第 20 条（準拠法・合意管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とします。
2. 本契約に関して紛争を生じ、裁判による解決を必要とする場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上